

令和6年第1回大分市教育委員会会議録

1 日時 令和6年1月31日(水) 午後3時00分から午後3時45分まで

2 場所 大分市役所第2庁舎6階 教育委員室

3 出席者 教育長 佐藤 光好
一番委員 岡田 史絵
二番委員 廣津留すみれ
三番委員 古城 一
四番委員 上杉 美穂子
五番委員 古城 和敬

*二番委員は、インターネットを利用した方法による出席

4 出席事務局職員

教育部長	高田 隆秀
教育部教育監	野田 秀一
教育部次長	永田 浩貴
教育部次長兼学校施設課長	佐藤 祐一
大分市美術館副館長兼美術振興課長	水田 美幸
教育総務課長	安東 英児
学校教育課長	江隈 英明
体育保健課長	三島 浩昭
人権・同和教育課長	高橋 秀徳
社会教育課長	足立 美乃里
文化財課長	安東 孝浩
大分市教育センター所長	小池 桂子
教育総務課参事	額賀 寛

5 書記

教育総務課参事補 石川 仁美 教育総務課主幹 小田部 晶子

教育総務課主査 園田 哲也

6 傍聴人 4名

7 議題

(1) 議案

(教議第1号) 令和6年度大分市学校教育指導方針について

(教議第2号) 市長の権限に属する事務の一部の補助執行の解除に関する協議について

(教議第3号) 教育財産の用途廃止について

(教議第4号) 大分市公民館運営審議会委員の委嘱について

(教議第5号) 大分市美術館管理規則の一部改正について

(2) 報告事項

①「史跡大友氏遺跡整備基本計画(第1期)」の改訂について

8 会議の概要

教育長

ただいまより、令和6年第1回大分市教育委員会を開会いたします。
(午後3時00分 開会)

教育長

まず冒頭に、既に今朝の新聞等でご存じのとおり、大分市内に勤務する小学校男性教員による事案が発生しております。誠に遺憾でありますとともに、強い憤りも感じているところでございます。教員である前に、人として決して許される行為ではないと思っております。

今私たちにできること、やらなければならないことは、再発防止に向けた取組だと考えております。全力で粘り強く地道に取り組んでまいりますので、引き続きお力添えをよろしくお願いいたします。

教育長

本日は、傍聴者の方がおられるようですが、遵守事項に従って、静粛に傍聴いただきますようお願いいたします。

教育長

本日は、廣津留委員がこの場に参集することができないため、大分市教育委員会会議規則第2条の2第1項の規定により、インターネットを利用した方法による会議の参加を認めています。

また、古城和敬委員が交通事情により現時点で出席できておりませんが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第3項の規定により、構成員の過半数が出席しているので会議は成立していることを宣告いたします。

なお、古城和敬委員につきましては、本日途中からの出席となります。

教育長

それでは、会議に先立ち署名委員を三番委員、四番委員にお願いいたします。

教育長

それでは、ただいまより議案審議に入ります。

教議第1号「令和6年度大分市学校教育指導方針について」を議題といたします。

事務局、説明をお願いします。

学校教育課長

教議第1号「令和6年度大分市学校教育指導方針について」ご説明申し上げます。

学校教育指導方針は、本市で取り組むべき教育をめぐる課題を明らかにするとともに、各学校（園）における教育活動と取組の重点を明確にすることを目的に、毎年作成しております。

令和6年度の指導方針の作成に当たりましては、国が示す学習指導要領等を踏まえつつ、「大分市総合計画 第2次基本計画」、「大分市教育ビジョン2017 第Ⅱ期基本計画」の内容を反映しております。

第1部につきましては、「本市の目指す学校教育」や「目指す子ども像」、また、本市の実情に即し、「重要課題と指標」を示しております。

第2部につきましては、「重要課題」ごとに、その解決に向けた「具体的な方法や視点」と、重点的に取り組むべき内容を「本年度の重点」として示しております。

それでは、学校教育課に関する内容につきまして、主な変更箇所を中心にご説明申し上げます。

重要課題Ⅰ「学校や地域の実情に応じた小中一貫教育の推進」につきましては、9年間を見通した教育課程の編成作業が完了したことから、リード文の4行目及び本年度の重点の1行目において「9年間を見通した系統的な教育課程の実施、改善」といたしました。また、大分市小中一貫教育校、義務教育学校の取組につきましては、意識調査をはじめ、学力調査・CRT検査等のデータを活用することにより、義務教育9年間を見通した系統性・連続性のある教育の充実を図るため、それぞれの取組の一番下に「各種調査結果やデータの活用」を追記しております。

重要課題Ⅲ「確かな学力の定着・向上」の「本年度の重点」でございます。

1つ目の「『大分市授業力向上ハンドブック』等に基づいた授業づ

くりの推進」の3つ目の・（中黒）につきまして、本市における学力の課題である書く力の育成に向けては、これまで卒業論文の作成を重点として取り組んでまいりました。今後は、国語科の授業において指導事項に沿った書く力を付けた上で、各教科等の様々な場面においても反復的に学習を積み重ね、定着させるため、「国語科をはじめとした各教科等における書く力の育成」に変更いたしました。

2つ目と3つ目は英語教育についてでございます。

2つ目の「『大分市小学校英語教育推進ハンドブック』等の活用及び小中学校の連携した取組による英語教育の充実」につきましては、昨年12月に国が実施した「英語教育実施状況調査」の「英語教育に関する小学校との連携した取組内容」において、指導方法の検討や授業参観後の研究協議を行った本市の中学校は約56%、小中連携した学習到達目標の設定を行った本市の中学校は約33%であり、今後、小中学校の教職員がお互いの英語教育を理解し、一貫した指導を行うためにも取組内容の充実を図ることが必要であることから、これまでの「小中学校の英語教育の円滑な接続」から「小中学校の連携した取組による英語教育の充実」という表現に変更いたしました。

3つ目の「『CAN-DOリスト形式』による学習到達目標に基づいた指導と評価の充実」につきましては、「英語を使って実際に何ができるようになるのか」を領域別に記述した「CAN-DOリスト」を本市では全小中学校が設定しておりますが、本リストを教員間のもとより、子どもと共有し、本リストに基づいた指導や評価の充実を図ることが課題でありますことから、新たに重点として設定いたしました。

重要課題Ⅷ「豊かな人間性や社会性を育む生徒指導の充実」につきましては、令和4年12月に改訂された「生徒指導提要」を基に、見直しを行っております。

変更点といたしましては、本市の最重要課題であります小中一貫教育の視点を加え、1の（2）生徒指導の3機能に関する項目に「小中学校9年間を通して」の文言を加筆しております。

また、2のリード文の3行目につきましては、「生徒指導提要」改定のポイントである「教職員の同僚性」が、組織的・効果的な生徒指導を行うために不可欠であることから、「全教職員が」の後に「支え合い、学び合う同僚性を基盤として」の文言を加筆しております。

(4)の3行目につきましては、「児童虐待の防止等に関する法律」第6条の「通告の義務」を明確にするため、「通告等」の文言を加筆しております。

最後に「本年度の重点」につきましては、本市の生徒指導上の喫緊の課題であるいじめ・不登校について項目を整理し、1つ目に「いじめ・不登校の未然防止と初期対応」、2つ目に「いじめの積極的な認知と実効的な組織体制によるいじめ対応」、3つ目に「社会的自立に向けた不登校の支援」といたしました。また、4つ目を児童生徒の安全確保及び問題行動に関することとしております。

学校教育課に関する内容につきましては、以上でございます。

引き続き、保育・幼児教育課に関する内容につきましてご説明申し上げます。

重要課題「幼児の豊かな育ちを促す保育力の向上と地域の特性を生かした幼児教育の推進」のうち、右側中段の3「時代や社会の要請に応える幼児教育」の(2)の3行目につきましては、「幼保小連携推進のモデルとして、小学校や他の幼児教育・保育施設と連携し『幼保小の架け橋プログラム』の実施に努める」を追記いたしました。これは、子どもの成長を切れ目なく支えるために、公立幼稚園が地域の連携のモデルとなり、幼児教育から小学校教育への円滑な接続をより一層意識した取組を、他の幼児教育・保育施設と連携して進め、国の「幼保小の架け橋プログラム」の実施に努めることが重要であるためでございます。

(4)の3行目につきましては、これまでの「幼児教育と小学校教育の連携・接続を推進する」という文言から、施設同士の連携及び互いの教育の円滑な接続の両方が重要であることを明示するため、「小学校、幼児教育・保育施設間の連携及び小学校教育と幼児教育の円滑

な接続を推進する」へと変更しております。

「本年度の重点」の1つ目につきましては、架け橋期と言われる5歳児から小学校1年生の2年間の発達や学びに連続性をもたせるためには、架け橋期のカリキュラムの作成が不可欠であることから「校区幼保小連携推進協議会を通じて、小学校区ごとの幼保小の架け橋プログラムの円滑な実施並びに架け橋期のカリキュラムの作成」へと変更いたしました。

以上でございます。

体育保健課長

続きまして体育保健課に関する内容につきまして、ご説明申し上げます。

重要課題Ⅴ「体力の向上と心身の健康の保持増進」のリード文につきましては、2段落目に、健康に関する内容について追記するとともに、他の部分につきましては、文部科学省の第4期教育振興計画の内容に合わせ、文言を整理しております。

次に、3「健康教育の一環としての学校保健・安全」の(7)につきましては、新型コロナウイルス感染症の分類が5類となったものの、今後新たな感染症が発生した場合においても児童生徒自らが適切に行動することが重要なことから、内容を変更しております。

以上でございます。

教育センター所長

続きまして、教育センターに関する内容について、ご説明申し上げます。

重要課題Ⅱ「地域とともにある学校づくりの推進」における「本年度の重点」でございます。4つ目につきましてはこれまで「児童生徒の情報活用能力の育成に向けた情報教育年間指導計画の作成、実施、改善」としていたものを「実施、改善」に変更し、年間指導計画に基づいた情報教育の更なる推進を求めているところでございます。

重要課題Ⅶ「一人一人の教育的ニーズに応じた特別支援教育の充実」における「本年度の重点」が12ページの左側上段でございます。1つ目として新たに「特別支援教育に関する基礎的な知識、合理的配慮に対する理解等に基づいた指導方法の工夫・改善」を追記いた

しました。令和4年12月に公表された国の「通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査結果」によると、通常の学級に在籍する児童生徒のうち、学習面又は行動面で著しい困難を示す割合は、約8.8%と以前の調査から増加しておりました。各学校においては、教育上特別な支援を必要とする児童生徒が、通常の学級に在籍していることを前提とした指導方法の工夫・改善を行う必要があることからでございます。

以上でございます。

人権・同和教育課
長

続きまして、人権・同和教育課に関する内容につきまして、ご説明申し上げます。

重要課題IX「人権尊重の精神を育む教育活動の充実」のリード文につきましては、「部落差別解消推進法」の施行から7年4ヶ月が経過し、法の周知はある程度図られている中、各学校においては、「部落差別解消のための大分市人権・同和教育基本方針」に基づいた教育及び啓発を引き続き推進する必要があることから、2段落目について文言を整理しました。

次に、1「人権尊重の視点に立った教育活動」のリード文の1行目には、子どもの背景を捉えた上で教育活動を展開していくことが大切であることを明確にするため、「子どもの背景を捉えた上で」の文言を加筆いたしました。

次に、2「子どもに豊かな人権感覚を育むための教職員研修」のリード文の2行目には、主語を明確にし、これまで以上に教職員一人一人が人権についての知的理解と人権感覚を身に付けてほしいと考えたことから、「教職員一人一人が」の文言を加筆いたしました。

最後に、「本年度の重点」の3つ目につきまして、これまでは「各種調査等の活用」としておりましたが、子どもの理解を深めるために3つのアンケートを活用した「子どもの分析会」をより広めたいことから「等」を削除し、・（中黒）「子どもの分析会等」を追記いたしました。

以上でございます。

全委員 (異議なしとの声)

教育長 ご異議なしと認め、本案は原案のとおり決定されました。

教育長 それでは次に、教議第2号「市長の権限に属する事務の一部の補助執行の解除に関する協議について」を議題といたします。

事務局、説明をお願いします。

次長兼 教議第2号「市長の権限に属する事務の一部の補助執行の解除に関する協議について」ご説明申し上げます。

学校施設課長 学校施設が廃校となった場合の財産管理については、本来であれば用途廃止後、直ちに市長事務部局へ引き継がなければならないところでございますが、大分市立小中学校適正配置基本計画に基づき廃校となった場合は、教育委員会が廃校前から地元住民等と学校施設の活用方針について検討してきた経過を踏まえ、廃校後の財産管理に関する事務を平成29年4月から教育委員会が補助執行により行っております。

このような中、体育館を除く荷揚町小学校跡地の財産管理に関する事務につきましては、大分市荷揚複合公共施設整備のため、令和3年4月に補助執行が解除されており、今回、体育館につきましては、大分市大分中央公民館市民体育館として令和6年度から供用開始する予定となっておりますことから、当該補助執行事務は終了することとなります。

以上のことから、市長の権限に属する事務の一部の補助執行のうち、旧荷揚町小学校体育館の財産管理に関する事務を令和6年4月1日に解除することにつきまして、地方自治法の規定に基づき、本委員会でご審議の上、ご決定いただくものがございます。

以上でございます。

教育長 ご質問などございませんか。

全委員 (なしとの声)

教育長 それでは採決いたします。教議第2号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

全委員 (異議なしとの声)

教育長 ご異議なしと認め、本案は原案のとおり決定されました。

教育長 それでは次に、教議第3号「教育財産の用途廃止について」を議題といたします。

事務局、説明をお願いします。

社会教育課長 教議第3号「教育財産の用途廃止について」ご説明申し上げます。

本案は、大分市大分中央公民館の大分市荷揚複合公共施設への移転に伴い、現在コンパルホール内にございます大分中央公民館建物部分の用途廃止についてご決定をいただこうとするものでございます。

当該建物につきましては、コンパルホール4階部分のうち、コンパルホールが管理する会議室等を除く、大分中央公民館が管理する事務室、相談室となります。

以上でございます。

教育長 ご質問などございませんか。

全委員 (なしとの声)

教育長 それでは採決いたします。教議第3号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

全委員 (異議なしとの声)

教育長 ご異議なしと認め、本案は原案のとおり決定されました。

教育長 それでは次に、教議第4号「大分市公民館運営審議会委員の委嘱について」を議題といたします。

事務局、説明をお願いします。

社会教育課長 教議第4号「大分市公民館運営審議会委員の委嘱について」ご説明申し上げます。

本案は、大分市公民館運営審議会委員につきまして、選出団体での役員交代に伴い、後任の委員を委嘱いたしたく、ご決定をいただこうとするものでございます。

なお、今回委嘱いたしました委員の任期は、前任者の残任期間となっております。

以上でございます。

教育長 ご質問などございませんか。

全委員 (なしとの声)
教育長 それでは採決いたします。教議第4号は原案のとおり決定すること
にご異議ありませんか。

全委員 (異議なしとの声)
教育長 ご異議なしと認め、本案は原案のとおり決定されました。
教育長 それでは次に、教議第5号「大分市美術館管理規則の一部改正につ
いて」を議題といたします。
事務局、説明をお願いします。

副館長兼 教議第5号「大分市美術館管理規則の一部改正について」ご説明申
美術振興課長 し上げます。
本案は、市長の権限に属する事務を教育委員会等に委任する規則の
一部改正に伴い、所要の改正を行おうとするものであり、具体的
には、第7条分掌事務の項中に新たに「コモンスペース及び実技室の管
理及び運営に関すること」を加えるものでございます。
以上のことにつきまして、本委員会でご決定いただいた後、第1条
につきましては公布の日から、第2条につきましては令和6年4月1
日から施行しようとするものでございます。
以上でございます。

教育長 ご質問などございませんか。

全委員 (なしとの声)
教育長 それでは採決いたします。教議第5号は原案のとおり決定すること
にご異議ありませんか。

全委員 (異議なしとの声)
教育長 ご異議なしと認め、本案は原案のとおり決定されました。
それでは次に、報告事項の説明をお願いします。

文化財課長 報告事項1点目「『史跡大友氏遺跡整備基本計画(第1期)』の改
訂について」ご報告申し上げます。
本市では、国指定史跡であります大友氏遺跡の保存・活用を行い、
その価値を次世代へと継承することを目的に「史跡大友氏遺跡整備基
本計画」を定めております。令和元年度に『史跡大友氏遺跡整備基本

計画（第1期）令和元年度版』を策定し、これに基づく「短期整備」により令和2年3月に大友氏館跡庭園整備が完了したところでございます。

令和5年度改訂版策定の経緯につきましては、令和4年度から、庁内で組織しております「大友氏を活かしたまちづくり庁内検討委員会」にて着手し、令和元年度版の策定以降の新たな調査成果に基づく整備内容や現在の進捗状況を踏まえたスケジュール等を反映させるとともに、外部委員会である「史跡大友氏遺跡整備検討委員会」にて幅広く意見をいただく中、原案をまとめるに至っております。

資料1「令和5年度改訂版の構成と主な変更点」をご覧ください。

全6章で構成されております基本計画のうち、主な変更点につきましては、赤字で記載しており、第1章から第4章までは、計画期間の変更、史跡大友氏遺跡の指定や公有化の取組による時点修正やパース図の更新を行っております。右側の第5章では、調査計画や遺構の復元計画、景観形成計画、第6章では事業工程を記載していますが、今回の改訂では特に、第6章の事業計画についてご説明申し上げます。

資料2「令和5年度改訂版における第1期整備（中期）事業工程変更案」をご覧ください。

令和元年に改訂したこれまでの基本計画（第1期）の整備計画のスケジュールでは、大友宗麟公生誕500年にあたる令和12（2030）年を目標に大友氏館跡及び歴史文化観光拠点施設の供用を開始し、令和15（2033）年には、唐人町跡の整備完了を目指しておりました。

今回の令和5年度改訂版では、工程表の中央付近に位置します大友宗麟公生誕500年にあたる令和12（2030）年に、大友氏館跡の中心建物や東外郭の整備公開とし、大友氏館跡の西建物域と歴史文化観光拠点施設の整備を令和18（2036）年度に供用開始とし、最終段階の唐人町跡の整備については、工程表の右側の令和22（2040）年度とし、段階的に取り組む計画としております。

なお、下段の3つの図は、段階的にどの部分の整備を行うかを赤い点線で囲んでお示したものでございます。

続いて、資料3「大友氏遺跡歴史公園完成イメージ図」をご覧ください。

具体的な事業計画内容は、次の3点となります。

1点目は、大友宗麟公生誕500年にあたる令和12（2030）年度に、図の赤い点線で囲った大友氏館跡の東部に位置しております中心建物、門及び外郭施設の堀・溝跡を復元整備し、公開を目指すものでございます。

2点目は、令和18（2036）年度に大友氏館跡の東部に加え、青い点線で囲った西部を含めた館全体の公開を目指すものでございます。併せて、資料左側の便利施設B用地に歴史文化観光拠点施設の設置を想定しております。

3点目は、「中期整備」の最終段階である令和23（2041）年度に大友氏館跡と併せて、資料の右上の緑色の点線で囲った唐人町跡の町屋の復元公開を目指すものでございます。

最後に、今後の予定につきましては、令和6年2月1日から15日にかけてパブリックコメントを実施した後、年度内の外部委員会を経て、年度末には「史跡大友氏遺跡整備基本計画（第1期）令和5年度改訂版」としてまとめる予定としております。

以上でございます。

教育長

大変壮大な計画となっており、中心建物が完成すると庭園の雰囲気も変わるでしょうし、植栽が成長すると貫禄や風格も兼ね備えた立派な庭園になると考えております。

教育長

ご質問などございませんか。

委員

県外からのお客様に対し、大分市内の観光地が限られていることから、別府に行くことはよくあるパターンですので、可能であれば、唐人町跡などが前倒しで完成するとよいと思います。

また、こちらにつきましては、国や県の予算は含まれているのでしょうか。それとも、市の単独予算での計画でしょうか。

文化財課長

予算につきましては、市の予算に国及び県の補助金を加えて事業を計画しております。

委員 割合はどれくらいなのでしょう。

文化財課長 制度上は全体事業費の約半分となっております。

委員 大分市民のシビックプライドが上がるようなものになるとよいと思います。また、大河ドラマの主人公になると、観光効果や経済効果が期待できると思いますが、市は誘致活動を行っているのでしょうか。

文化財課長 大分市は、市長部局の観光課が窓口となっている大河ドラマ推進協議会の一会員となり、誘致活動を行っております。

教育長 他にご質問などございませんか。

全委員 (なしとの声)

教育長 以上で本日予定されていた議題は終了となりますが、他に何かございませんか。

教育総務課長 2月の教育委員会の日程等につきまして確認をお願いいたします。
2月21日水曜日午後3時から定例教育委員会を開催いたします。
その他の予定でございますが、2月6日火曜日に舞鶴小学校にて教育懇談会、27日火曜日に大在東小学校の視察、29日木曜日に総合教育会議を予定しておりますのでよろしくをお願いいたします。
以上でございます。

全委員 (了承)

教育長 他に何かございませんか。

全委員 (なしとの声)

教育長 これをもちまして、本日の会議を閉会いたします。

(午後3時45分 閉会)